

「中小企業向け制度融資の見直し」の撤回を求める意見書

大阪府の統計資料では、中小企業・中小業者は全企業の99.6%（約32万社）を占め、従業者数でも全従業者の約80%（約320万人）を占めており、モノづくりにおいても、府民の暮らしや雇用においても極めて重要な役割を果たしている。大阪府の制度融資は、こうした中小業者の役割を踏まえて、「預託」と「損失補償」という直接支援を通じて、中小業者全体への低利で安定的な融資を促進し、大阪府の経済と社会の安定・発展に寄与する極めて重要な政策目的を持って実施されている。

ところが、今回の財政構造改革プランでは、第1に、大阪府の直接支援の根幹である「預託」の原則廃止と「損失補償」の縮小によって、支援先を中小業者全体ではなく、ごく一部の「元気な中小企業」だけに矮小化する選別・差別の融資へと大きく変質させるものになっている。

第2に、保証協会への直接申込み（あっせん融資）を廃止し、金融機関主導の審理に委ねることによって、政策目的を大きく後退するものになっている。

したがって、事実上の「融資支援の打ち切り」と言わざるを得ない。このプランが実施されると、金融機関に対して立場の弱い大多数の中小業者は、貸し渋りや高い金利での貸付けを余儀なくされ、倒産・廃業が増大し、府民の暮らしや雇用もはかり知れない打撃を受けることになる。

よって、本市議会は大阪府に対し、今回の「中小企業向け制度融資の見直し」の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月17日

貝塚市議会